

(別紙4)

燃料類（ガソリン・軽油・灯油）について

1. ガソリン、軽油、灯油価格は毎月変動するものとします。
2. 2月現在の価格を見積りし最低価格の業者と令和6年4月1日より1年間契約します。
3. 3・4月の石川県庁共同受注契約単価金沢地域価格(税別)の上下差額を、2月最低価格に加えた金額を4月の価格とし、その後同じように変動差額との和をその月の価格とします。
4. 契約業者は、毎月石川県庁共同受注契約単価金沢地域価格(税別)を石川県石油販売協同組合等が発行する書面にて提出してください。
5. 見積額の基準単位は次のとおりとします。

品 目	単 位	備 考	参考 (R5.1-R5.12 使用量)
ガソリン	1ℓ		6,090ℓ
軽 油	1ℓ	軽油税含む	1,970ℓ
灯 油	1ℓ		118,500ℓ

6. 灯油納入について
1回の納入量は原則6kℓとします。(8kℓの納入も可)
取扱いメーカー名等がはっきりと判るタンクローリーで納品してください。
無印のタンクローリーでの納品は禁止します。
当苑のタンク残量が2kℓをきると諸設備に支障が生じるため、その前に給油できるよう配慮してください。
灯油納入後タンク残量が11kℓを超えないように給油してください。
7. 軽油の契約について
軽油はガソリンの最低価格業者との契約となります。